| | フリガナ | オオサカ タロウ | 受給者番号(※受給者証をお持ちの方のみ) | | | | |
|-------------|---|--|--|--|------------------------------------|---|--|
| 要支 | 氏 名 | 大阪 太郎 | 1 2 | 3 | 4 5 | 6 | |
| 援者/受 | 個人番号 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 □ 情報連携の不開示設定を希望する (DV・虐待等) | 現在指定難病の受給者証をお持ちの方は記載 | | | | |
| 診者 | 住 所 | 〒 一 不開示を希望する場合は辺 | 電話 | (固定) | | | |
| 申請 | 申請者がフリガナ | 要支援者/受診者でない場合に配載 | 要支援者との 関係 | | | | |
| 者 | | 情者や要支援者/受診者でない場合に 要支援者との関係 | 電話番号 (※2) 過去に指定難 | 抗の受給者間 | 正をお持ちだ | った方で | |
| そ の 他 | 氏 名 | 病名を記載 | 在は受給者証 | | に受給者証を | 50 | |
| - | 島 面 交 付 | □ 希望する(※3) | | | $\overline{}$ | | |
| | 療費(指定難病)支 窓定申請書 提出済 フリガナ 変更後エク | 変更届・再交付申請・喪失届の該当する部分に記載または20 | 支給認定申請書で臨床調査個 | 人票の省略が | る場合は、可能にな | す) 出済 | |
| 変更 再交付 喪 | プリガナ 変更後に 書面での交れ 変更お持ちの 定申請書提出済 変更後に を更があれる 証をお持ちの 定中にいる場 | 変更届・再交付申請・喪失届の該当す 図をすることります る部分に記載または図 ります マイナン で | 支給認定申請書 で臨床調査個』 シバー連携(住目 事実発生 | トを提出してい 人票の省略が 品票の提出省略 E 日を記載 | る場合は、可能にな |) ———————————————————————————————————— | |
| 変更 申請 | プリガナ 変更後ののあち請いる望を行った、東している。東としている。 でんにの変形をお請いる望を行った、東しては区域には、東しては区域には、東しては区域には、東しては、東しては、東しては、東しては、東しては、東しては、東しては、東して | 変更届・再交付申請・喪失届の該当する部分に記載または② 「者のみ、登録者証発行後、氏名ので変更届が必要。指定難病の受給者方で特定医療費(指定難病)支給認定更届に裏面書類を添付し、届出を合は、提出書類の省略が可能です。ればマイナンバーによる情報連携ですることができます。それぞれ該当 | 支給認定申請者で臨床調査個。 | トを提出してい 人票の省略が 品票の提出省略 E 日を記載 | る場合は、 可能にな 足 定 う を希望する | 日 | |
| 変更 再交付 喪失 | プリガナ 変更後に の で | 変更届・再交付申請・喪失届の該当する部分に記載または② 「者のみ、登録者証発行後、氏名の別変更届が必要。指定難病の受給者方で特定医療費(指定難病の受給者方で特定医療費(指定難病の支給認定更届に裏面書類を添付し、届出を合は、提出書類の省略が可能です。ればマイナンバーによる情報連携ではすることができます。それぞれ該当まい | 支給認定申請者で臨床調査個の | 中請日を記載 年 | る場合は、可能にない。 を希望する | 出済) 日 | |

- 報と健認することがあります。
 ※2 要支援者本人と異なる場合に記入してください。
 ※3 原則、「行政手続きにおける特定個人情報を識別するための法律」(平成25年法律第27号)に基づく情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携(以下「マイナンバー情報連携」という。)を活用(マイナンバーカードにおいて登録者証情報を証明)。マイナンバー情報連携を行うことができない状況にあるときは、書面交付希望に図してください。
 ※4 特定医療費(指定難病)支給認定申請書に「臨床調査個人票」を添付し「臨床調査個人票」が添付できない場合は、チェックしてください。

| 大阪府受付印 | 確認 | 本人の個人を (患者が18 分も確認) | 番号の確認 歳未満の場合は保護者 | ロ個人番号カード(裏面) ロ個人番号の記載のある住民票/住民票記載事項証明書 ロ通知カード(通知カード廃止日(令和2年5月25日)以降、当該通知カードに係る記載事項に変 更が無い場合に限る) ロその他() |
|--------|----|---------------------------|-----------------------------|---|
| | 確認 | 個人番号を 提出する方 の身元確認 | □本人 □保護者 (患者が18歳未満の場合) □代理人 | □個人番号カード (表面) □連転免許証 □ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
| | | | □代理権の確認 | 法定代理人※ ロ戸籍謄本 ロ登記事項証明書 ロ裁判所の決定通知書 任意代理人 ロ上記「委任状」欄に記載 |

添 付 書 類 裏 に認定されたことがある方 「受給者証」のコ 「臨床調査個人票」又は「不認定通知書(重症度及び軽症高額該当基準を満たしていない)」。ただし、「臨床調査個人票」を特定医療費(指定難病)の支給申請書と一緒に提出している方は、特定医療費(指定難病) の 記 支給認定申請書 提出済にチェックをしてください。 されたことがない方 「臨床調査個人票」を添付される方は下記の研究等への利用を読んでいただき、同意をいただける場合は署名 例 番号の確認書類 番号確認及び身元確認書類(別紙 登録者証について参照) H氏名が確認できる書類 戸籍抄謄本(抄本)、住民票、運転免許証など 難病の受給者証をお持ちの方で特定医療費(指定難病)支給認定申請内容変更届(以下「変更届」という。)において氏名変更を 提出されている場合は、申請書の変更届提出済にチェックをすることにより添付書類の省略ができます。また、指定難病の受給者証を マイナンバー連携(住民票の提出省略)を希望するにチェックをすることで書類を省略できます。 マイナンバー連携を希望する場合は、マイナンバーの記載が必要です。 喪 失 登録者証原本(書面交付のみ) この申請書に添付のうえ、返還ください。 **等の核書及びその恐れにより避難している場合は、情報連携における不開示設定等をすることにより、所在地に繋がる情報を秘匿にすることができます。希望する場合は、希望するにチェックをしてください。** 指定難病の医療費助成・登録者証の申請における 臨床調査個人票情報の研究等への利用についての同意書 ≪本同意書に関する説明≫ また、提供された情報を活用する企業等に対しては、情報漏洩防止 指定難病の患者に対する良質かつ適切な医療支援の実施や指定難 のための安全管理措置等の情報の取扱いに関する義務が課されま 病患者であることを証明するため、当該疾病の程度が一定以上であ す。義務違反の場合には、厚生労働大臣による立入検査や是正命令 る者等に対し、申請に基づき医療費助成の実施や登録者証の発行を が行われるとともに、情報の不適切利用等に対して罰則がありま しています。 これらの申請時に提出していただく「臨床調査個人票」は、医療 それぞ 申請時に臨床調査個人票を添付する場合は、研究 費助成・登録者証発行の対象となるか否かの審査に用いられます を得る 等への同意書を一読し、同意する場合は、署名願い が、加えて、同意をいただいた方については、記載されている情報 ます。 を厚生労働省のデータベースに登録し、指定難病に関する創薬の研 究開発や政策立案等にも活用させていただきます。 本紙をお読みいただき、臨床調査個人票の情報が、①厚生労働省 のデータベースに登録されることや、②研究機関等の第三者に提供され、指定難病に関する創薬の研究開発等に利用されることに同意 ①国や地方公共団体が、難病対策の企画立案に関する調査 ②大学等の研究機関が、難病患者の良質かつ適切な医療の確保や療養生活の質の維持向上に資する研究 いただける場合は、上記にご署名頂き、「臨床調査個人票」ととも に、申請先の都道府県又は指定都市へ提出ください。 ③民間事業者等が、難病患者の医療・福祉分野の研究開発に資する また、同意をいただいた後も、その同意を撤回することができま 分析等 す。同意書提出時に未成年だった患者の方が、成人後に撤回するこ を行う場合に活用されます。 とも可能です。 例えば、製薬企業等が、創薬のために、開発したい治療薬の対象 なお、同意については任意であり、同意されない場合も医療費助 患者の概要把握(重症度等の経過・治験の実行可能性等)や治験で 成や登録者証発行の可否に影響を及ぼしません。 使用する指標の検討等に活用することが想定されます。 ≪データベースに登録される情報と個人情報保護≫ 厚生労働省のデータベースに登録される情報は、臨床調査個人票 同意をいただいた後も、情報の登録や、登録された情報の研究機 に記載された項目です。臨床調査個人票については、以下のURLを 関等の第三者への提供・利用について、同意を撤回することができ ご参照ください。 いただきました同意の撤回書を踏まえて、厚生労働省におい https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/00000 て速やかに対応いたします。必要な手続きは、厚生労働省ホーム 84783.html ページを確認してください。 同意撤回後に、その情報が第三者に提供されることはありません

厚生労働省のデータベースは、個人情報保護に十分に配慮して構築しています。データベースに登録された情報を研究機関等の第三者に提供するに当たっては、厚生労働省の審議会における審査を行います。

患者個人を識別することができない「匿名加工」を行うため、患者個人の氏名や住所等の情報は第三者に提供されません。提供された情報を活用した研究成果は公表されますが、その際にも、個人が特定される情報が

同意撤回後に、その情報が第三者に提供されることはありませんが、既に情報を提供している場合等には、その情報の削除はできませんので了承ください。

なお、同意の撤回は、同意書に署名した方が代理人の場合は、原則として当該代理人の方の署名をお願いします。 ただし、同意書提出時に未成年だった患者の方が、成人後に撤回する場合においては、この限りではありません。

同意される場合は、日付の記載が必要です

私は、上記の説 か、指定難病の医療費助成又は登録者証の申請に当たり提出した臨床調査個人票の情報が、 ①厚生労働省のテ タベースに登録されること、②研究機関等の第三者に提供され、指定難病に関する創薬の研究 開発等に利用されることに同意します。

表面と同じであれば 🗹 してください

住所: □申請書(衣)と同じ / (別の場合)

患者(受診者)署名:

※患者が未成年又は成年被後見人等の理由により、本人に代わって代理人が同意する場合は、可能な限り本人にも確認したうえで、以下も署名してください。

代理人署名: